

政策整理番号 11

評価シート(B)

| | | | | | |
|------|-----|-------|--------------|-------|--|
| 対象年度 | H16 | 作成部課室 | 環境生活部資源循環推進課 | 関係部課室 | 環境生活部廃棄物対策課, 産業経済部農業振興課, 畜産課, 土木部事業管理課, 下水道課 |
|------|-----|-------|--------------|-------|--|

| | | | |
|------|-------|-----|----------|
| 政策番号 | 1-3-4 | 政策名 | 循環型社会の形成 |
|------|-------|-----|----------|

| | | | |
|------|---|-----|-------------|
| 施策番号 | 3 | 施策名 | 廃棄物の適正処理の推進 |
|------|---|-----|-------------|

A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

有効
概ね有効
課題有

【政策評価指標達成状況から】 有効
 ・指標名: 産業廃棄物再生利用率, ごみのリサイクル率 達成度 B
 ・(達成状況の背景) 循環型社会形成推進基本法をはじめ, 各種リサイクル法等が整備・施行され, 事業者並びに県民の廃棄物の適正処理に関する意識が高まっている。
 ・(達成度から見た有効性) 産業廃棄物の再生利用率は目標値の前後を推移していること, 及びごみのリサイクル率は, わずかではあるが増加傾向にあり, 全国平均より高いことから施策は有効である。

【政策満足度から】 有効
 ・政策満足度は, 平成13年度から平成16年度まで60と満足度は一定しており, 県民, 事業者の意識も高まっていることから有効であると考えられる。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】 有効
 ・全国的に産業廃棄物再生利用率及びごみのリサイクル率は改善傾向にあり, 県内においても産業廃棄物再生利用率が目標値の前後を推移しており, ごみのリサイクル率もわずかではあるが増加傾向にあり, 全国平均より高いことから施策は有効と考える。

【総括】
 ・循環型社会形成推進基本法をはじめ, 各種リサイクル法等が整備・施行され, 事業者並びに県民の意識が高まっており, 産業廃棄物再生利用率は目標値の前後を推移していること, 及びごみのリサイクル率は増加傾向にあり, 施策は有効である。

施策を構成する事業の事業番号と種別

| 事業番号 | 種別 | 事業名 | 事業番号 | 種別 | 事業名 |
|------|----|------------------------|------|----|----------------------|
| 1 | 主 | みやぎエコファクトリー立地促進事業(再掲) | 7 | | 流域・公共下水道事業(再掲) |
| 2 | 主 | ごみ減量化・リサイクル普及啓発演劇上演事業 | 8 | | 産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業 |
| 3 | 主 | リサイクル製品普及拡大事業(再掲) | 9 | 重 | 企業連携型リサイクルシステム構築支援事業 |
| 4 | 主 | 農業用廃プラスチック適正処理推進事業(再掲) | 10 | 重 | 産業廃棄物処理システム健全化促進事業 |
| 5 | 主 | 建設副産物再生利用促進事業(再掲) | 11 | 重 | 産業廃棄物不法投棄監視強化事業 |
| 6 | 主 | 畜産環境総合整備事業(再掲) | 12 | 重 | 産業廃棄物発生抑制等支援事業 |

主: 宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重: 重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号, 4号

適切
概ね適切
課題有

【国, 市町村, 民間団体との役割分担】 適切
 ・(国) 廃棄物の適正処理と再生利用に係る各種法令の整備や各種補助金等による基盤整備の枠組み作成を行っている。
 ・(県) 県は, 県民, 市町村, 事業者に対して, 廃棄物の排出抑制・適正処理に係る普及啓発及び支援を行っている。
 ・(市町村) 地域住民, 一般廃棄物の排出事業者に対して, 廃棄物の排出抑制・適正処理・再生利用に係る普及啓発を行っている。
 ・(民間団体) 廃棄物の適正処理と再生利用に係るシステムや体制整備の一端を担っている。
 ・本施策に係る事業群は, 上記役割分担に沿って設定されており県の関与は妥当である。

【施策目的を踏まえた事業か】 適切
 ・全て施策目的を実現するために必要な事業である。

【事業間で重複や矛盾がないか】 適切
 ・目的, 対象者に応じ適切に設定されており, 重複や目的が矛盾する事業はない。

【社会経済情勢に適応した事業か】 適切
 ・循環型社会形成推進基本法をはじめ, 各種リサイクル法等が整備・施行されたことに加え廃棄物処理法も改正, 強化され, 事業者並びに県民の意識が高まっており, 各方面(農業, 畜産, 建設, 下水道, 環境教育等)にわたって適切な事業となっている。

【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】(事業の必要性) 適切
 ・ここ数年かい離度は改善されてはいるがやや大きく(20), 施策重視度(80)も高いことから各事業の推進が必要である。

【総括】
 ・施策目的, 社会情勢, 県の役割分担, 事業体系, 県民満足度の推移から判断して, 本施策の事業設定は適切と判断する。

| | | | |
|------|---|-----|-------------|
| 施策番号 | 3 | 施策名 | 廃棄物の適正処理の推進 |
|------|---|-----|-------------|

B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

| | | |
|----|------|-----|
| 有効 | 概ね有効 | 課題有 |
|----|------|-----|

【施策満足度から】 有効
 ・施策満足度は改善してきており、これらの事業は有効であると考えられる。(平成14年度;50 平成15年度;55 平成16年度;60)
【政策評価指標達成状況から】 課題有り
 ・政策評価指標「産業廃棄物再生利用率」は目標値の前後を推移しており有効と考えられるが、もう一つの指標「ごみのリサイクル率」は向上しているとはいえ、目標値とは離れており課題がある。
【社会経済情勢を示すデータの推移から】 有効
 ・循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法等が整備・施行され、社会情勢と施策の目指す方向が一致している。
【業績指標推移から】 有効
 ・「みやぎエコファクトリー」の指定が延べ4件、リサイクル製品の認定が平成11年度の制度開始以来全45社60製品(H16年度:新規11社14製品、更新4社5製品、再認定3社5製品)となっており、効果が現れつつある。
【成果指標推移から】 概ね有効
 ・「みやぎエコファクトリー」の指定から新たな立地に結びついた企業が2件となった。
 ・建設廃棄物については、建設工事の計画、設計段階から発生抑制を図るとともに、発生したものは現場内の利用を促進する等搬出の抑制を図っている。建設廃棄物の発生量は増加する傾向にあるが、建設廃棄物のほとんどを占めるコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率は向上している。
 ・農業用廃プラスチックについては、発生が少量分散しており、再生産増加のため、地域段階における回収組織の設置・運営による効率的回収を推進している。回収組織の市町村カバー率も平成15年度は100%となり、新たな再生処理の取り組みも見られるなど成果は上がっており、概ね有効である。
 ・家畜排せつ物については、野積み、素堀を解消し、資源として循環されるための施設整備を効果的に推進する必要があり、堆肥舎・堆肥センターを計画的に整備している。
 ・下水汚泥については、平成16年度に再資源化事業者側の問題からコンポストへの有効利用が困難となったため一時的に最終処分量が増加した。(なお、下水道汚泥において建設資材やセメント原料への有効利用の推進が図られつつあることから、今後はリサイクル率の向上等が期待できる。)
 ・平成16年度に県内各保健所に1名の産業廃棄物適正処理監視指導員が配置され、立入件数等向上し、適正処理指導に効果を上げている。

【総括】
 ・業績指標、成果指標が施策目的と同方向に推移しており、指標のひとつである産業廃棄物再生利用率は目標値の前後を推移している。一方、特に市町村や県民一人ひとりの努力や協力が必要な政策評価指標「ごみのリサイクル率」は目標との乖離が大きくなっているが、全国平均値を上回っており、施策満足度は高く、一定の施策効果が認められることから有効と考える。

B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

| | | |
|-----|-------|-----|
| 効率的 | 概ね効率的 | 課題有 |
|-----|-------|-----|

【施策満足度 業績指標・成果指標】 効率的
 ・施策満足度は過去3年間改善されており、業績指標・成果指標も改善方向で推移しており、正の相関が見られる。
【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】 概ね効率的
 ・指標値は施策の目指す方向に推移しており、業績指標・成果指標の推移と相関が見られる。
【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】 概ね効率的
 ・国の示す廃棄物の資源化・リサイクル率等は、改善方向で推移しており、業績指標・成果指標の推移と相関が見られる。
【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】 概ね効率的
 ・全体的には効率的に事業が実施されているものと判断できる。
 ・産業廃棄物の種類別排出量は、がれき類、家畜糞尿及び汚泥で9割を占めており、これらのリサイクル対策を重点的に推進していくことが有効である。

【総括】
 ・政策指標等各種データは、施策の目指す方向に進んでおり、事業全体の業績指標、成果指標の推移を考慮しても、概ね効率的に事業が実施されていると考える。

B 施策評価(総括):規則 § 6

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 課題有 |
|----|------|-----|

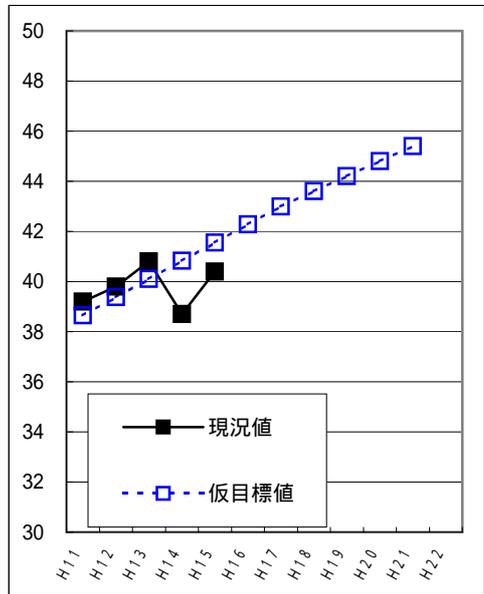
・県関与の適切性、事業群の設定の妥当性・有効性・効率性については、一部の項目で課題があるものの、施策の目指す方向に進んでおり、適切に事業が実施されていると考える。
 ・政策指標等各種データ、事業全体の業績指標、成果指標の推移を見ても、施策の目指す方向に進んでおり、適切に事業が実施されていると考える。

| | | | | | |
|------|-------|-------|--------------|-------|--|
| 対象年度 | H16 | 作成部課室 | 環境生活部資源循環推進課 | 関係部課室 | 環境生活部廃棄物対策課, 産業経済部農業振興課, 畜産課, 土木部事業管理課, 下水道課 |
| 政策番号 | 1-3-4 | 政策名 | 循環型社会の形成 | | |
| 施策番号 | 3 | 施策名 | 廃棄物の適正処理の推進 | | |

(1) 政策評価指標の推移

| 政策評価指標名 | | 単位 | | | | | | |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 産業廃棄物再生利用率 | | % | | | | | | |
| 目標値 | 難易度 | H17 | 43 | | H22 | 46 | | |
| 評価年 | 初期値 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
| 測定年 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | |
| 現況値 (達成度判定値) | 37.2 | 36.7 | 39.2 | 39.8 | 40.8 | 38.7 | 40.4 | |
| 仮目標値 | | 37.9 | 38.7 | 39.4 | 40.1 | 40.8 | 41.6 | 42.3 |
| 達成度 | | B | A | A | A | B | B | |

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

・環境負荷の少ない循環型社会の構築のためには、産業廃棄物の発生抑制・再生利用・減量化を推進する必要があるため、産業廃棄物の再生利用率を指標として採用した。

(3) 施策満足度の推移

| 施策満足度 (単位:点) | 年度 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-----------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 施策重視度 A | - | | 80 | 80 | 80 | | | | | | |
| | 施策満足度 B | - | | 50 | 55 | 60 | | | | | | |
| | かい離 A-B | - | | 30 | 25 | 20 | | | | | | |

(4) 政策評価指標の妥当性分析

| ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し | イ 達成度と施策満足度の推移の相関 |
|--|--|
| <p>達成度:B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値については、全国的な廃棄物再生利用率の向上に沿った数値であり、達成には困難が伴うが、チャレンジ的な目標として設定したH22年の目標値は、H16年度実施した廃棄物処理実態調査を踏まえて、平成17年の県廃棄物処理計画の中間年次に見直しの必要性について検討することとしている。 ・産業廃棄物の再生利用率はH14年度に前年度より2%程度低下して仮目標値を下回り、H15年度には増加したが、仮目標値を上回るには至っていない。 ・業種別には、廃棄物排出量の大きな建設業(H13 H14 H15:89% 85% 83%)及び電気・水道業(同6% 5% 4%)が低下したことが要因となり、仮目標値を上回るには至っていない。 | <p>判定:...</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成度にかかわらず重視度については変化はないが、満足度は向上している。 |

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続 要検討

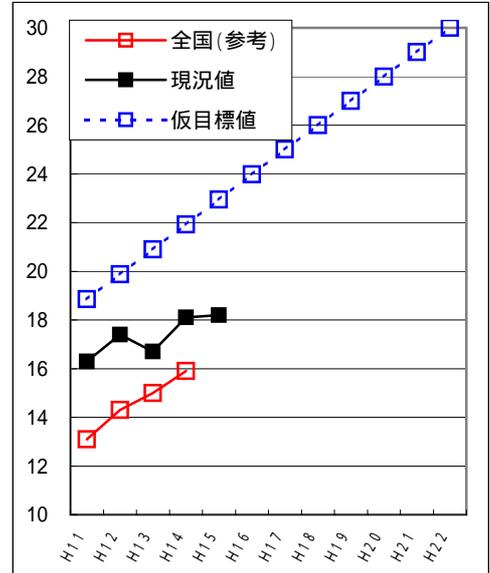
【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】
 ・環境負荷の少ない循環型社会の構築のためには、産業廃棄物の再生利用を推進する必要があるため、産業廃棄物の再生利用率を指標とすることは適当である。
 ・この政策評価指標は全体的に目標値の前後で推移しており、指標としての役割は果たしている。
 ・なお、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(H13.5)においても、再生利用率(率)を目標値のひとつに掲げている。

| | | | | | |
|------|-------|-------|--------------|-------|--|
| 対象年度 | H16 | 作成部課室 | 環境生活部資源循環推進課 | 関係部課室 | 環境生活部廃棄物対策課, 産業経済部農業振興課, 畜産課, 土木部事業管理課, 下水道課 |
| 政策番号 | 1-3-4 | 政策名 | 循環型社会の形成 | | |
| 施策番号 | 3 | 施策名 | 廃棄物の適正処理の推進 | | |

(1) 政策評価指標の推移

| 政策評価指標名 | | 単位 | | | | | | |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| ごみのリサイクル率 | | % | | | | | | |
| 目標値 | 難易度 | H17 | 25 | H22 | 30 | | | |
| 評価年 | 初期値 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
| 測定年 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | |
| 現況値 (達成度判定値) | 15.9 | 16.8 | 16.3 | 17.4 | 16.7 | 18.1 | 18.2 | |
| 仮目標値 | | 17.8 | 18.9 | 19.9 | 20.9 | 21.9 | 23.0 | 24.0 |
| 達成度 | | B | B | B | B | B | B | |

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

・ごみの減量化とリサイクルの推進に対する県民の意識改革の状況を示すものである。
 ・市町村による資源化量と民間団体による資源回収量を基に算定するリサイクル率は、市町村が実施する分別収集に対する日常的な協力と資源化に向けた努力の結果を示すものである。

(3) 施策満足度の推移

| 施策満足度 (単位:点) | 年度 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-----------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 施策重視度 A | | - | | 80 | 80 | 80 | | | | | |
| 施策満足度 B | | - | | 50 | 55 | 60 | | | | | | |
| かい離 A-B | | - | | 30 | 25 | 20 | | | | | | |

(4) 政策評価指標の妥当性分析

| ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し | イ 達成度と施策満足度の推移の相関 |
|--|--|
| 達成度:B ・ごみのリサイクル率は、H15年度は前年度より微増の18.2%(0.1%増)となり、やや増加傾向を示した。 ・県内ごみ排出量の約半分を占める仙台市で0.2%減少したが、町村部で0.8%増加し、県全体のリサイクル率が増加した要因と考えられる。 | 判定: ・ごみのリサイクル率は、わずかながら増加傾向にあり、満足度の向上と正の相関がある。 ・しかし、目標値とのかい離が大きくなりつつある。 ・なお、全国平均を依然として上回っており、満足度60の要因のひとつと考えられる。 |

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続

要検討

【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】
 ・廃棄物対策は排出抑制を最優先することが基本であるが、一般家庭等におけるごみの排出量をゼロにすることは現実的ではないことから、排出されたものを分別回収し可能な限り原材料・資源としてリサイクルすることが必要である。
 ・したがって総排出量のうちどれだけ再生利用されたかの比率を指標に持つことは妥当と考えられる。
 ・また、目標値について全国に比べ高い状況にあるものの、近年リサイクル率の伸びが鈍化の傾向にあることから、目標の達成には困難が伴うが、チャレンジ的な目標として設定した平成22年の目標値は、平成17年の県廃棄物処理計画の中間年次に見直し必要性について検討することとする。

| | | | |
|------|---|-----|-------------|
| 施策番号 | 3 | 施策名 | 廃棄物の適正処理の推進 |
|------|---|-----|-------------|

| 活動によりもたらされた成果 | | | | | 施策実現までの道筋 【事業内容 目的】 | 施策概要 |
|----------------|--------|--------|--------|---|--|---|
| 成果指標名 | H14 | H15 | H16 | | | |
| 立地企業数 | - | 0 | 2 | ⇒ | 「みやぎエコファクトリー」を県内に数カ所指定し、立地するリサイクル関連事業所に対する奨励金の交付等の支援を行う。 | <p>廃棄物の適正処理の推進</p> <p>法投棄等の未然防止など、廃棄物の適正処理の推進を確保するため、廃棄物処理施設における適正な維持管理の確保や不</p> |
| 視聴者数 | 5,300 | 3,600 | 3,900 | ⇒ | 演劇の上演を地域バランス等に配慮しながら継続して行うとともに、副教材の配布によるフォローアップ事業を通じた理解の浸透を図る。 | |
| 認定製品数 | 10 | 17 | 19 | ⇒ | 新たな製品の認定に加え、利用拡大に向け、県庁内利用促進、市場調査の実施、展示会等を通じたPR等を進める。 | |
| 再生処理量(t) | 544 | 658 | 812 | ⇒ | 回収適正処理を進めるため、県内に回収組織の設置を呼びかけ、平成15年度に全ての市町村が組織に参加した。また、啓発活動により、農業者の意識も高まってきている。 | |
| 建設廃棄物の再生利用率(%) | 89 | 94 | 98 | ⇒ | 高いリサイクル率の維持と低いリサイクル率への取組として、現場における分別の徹底と再資源化施設への搬入、新技術等を活用して再資源化・再利用を促進させる。 | |
| 施設整備数 | 57 | 56 | 147 | ⇒ | 当事業に合わせて、国リース事業、農家の自己資金による整備により、家畜排せつ物法管理基準適用農家の整備を推進する。 | |
| 埋立処分量(WSt/年) | 55,098 | 63,883 | 65,726 | ⇒ | 下水汚泥焼却施設の整備や有効利用の促進により、最終処分量の減量化を図る。 | |
| 立入件数 | 1,414 | 1,411 | 2,262 | ⇒ | 監視指導員を平成16年度からは9名に増員(平成15年度までは7名)し、立入検査やパトロールの充実を図る。 | |
| | | | | ⇒ | 流通手段、処理技術、採算性等から現状では再資源化されていない廃棄物について複数企業が連携することにより効果的、継続的なりサイクルネットワークの構築を進める。 | |
| | | | | ⇒ | 産業廃棄物の処理過程を監視・把握するためGPS等の先端技術を活用した実証試験を行い、処理状況の透明化と適正処理の推進を図る。 | |
| | | | | ⇒ | 民間事業者への委託による夜間パトロールを実施するとともに、民間ヘリコプターの活用及び可搬式監視カメラの導入による不法投棄の監視強化及び事案への対応力強化を図る。 | |
| | | | | ⇒ | 廃棄物の発生抑制やリサイクル等に寄与する新たな処理ルート形成に対する支援を行う。 | |
| | | | | ⇒ | | |
| | | | | ⇒ | | |
| | | | | ⇒ | | |
| | | | | ⇒ | | |

施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 11

| | | | | | |
|------|-------|-------|--------------|-------|--|
| 対象年度 | H16 | 作成部課室 | 環境生活部資源循環推進課 | 関係部課室 | 環境生活部廃棄物対策課, 産業経済部農業振興課, 畜産課, 土木部事業管理課, 下水道課 |
| 政策番号 | 1-3-4 | 政策名 | 循環型社会の形成 | | |
| 施策番号 | 3 | 施策名 | 廃棄物の適正処理の推進 | | |

C-1 評価結果から抽出される課題と対応策

【政策評価】施策群設定の妥当性, 施策群の有効性
 ・施策の必要性は大であり, 施策は有効と考えられ, 今後一層の拡充・推進すべきと考える。
 【施策評価】事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性
 ・これらの事業群は, 「循環型社会」へ向かう基盤となる事業群であり, 個人個人(の意識)から多量排出事業者にいたるまで適正処理やリサイクル等のシステムや基盤整備を担っており適切かつ有効と判断される。
 ・政策評価指標(産業廃棄物再生利用率及びごみのリサイクル率)の目標値を達成するため, これらの施策群を継続的かつ重点的に実施する必要があり, 廃棄物の排出抑制・適正処理・資源化によるリサイクルは, 県組織内各部署のみならず市町村, 県民を巻き込んだ総合的な取組や事業が必要と考える。
 ・政策評価指標目標値の達成は, 企業及び県民個人個人の意識によるところであるが, 行政がイニシアティブをとって排出抑制・適正処理・リサイクルに取り組む意義は大きく, 現在も引き続き行われている適正処理やリサイクル施設の充実や整備は重要な事業となっている。

C-2 施策・事業の方向性

施策の次年度(H18年度)の方向性とその説明

| | | | | |
|-----|-----------|----|----|-----|
| 方向性 | 拡大 | 維持 | 縮小 | その他 |
|-----|-----------|----|----|-----|

【次年度の方向性】
 ・環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには, 廃棄物の排出量を低減しつつ, 再生利用率を高めることが緊急の課題である。
 ・経済的手法として, 平成17年度から, 産業廃棄物に関しては負担措置としての税と支援措置としての技術開発等に対する補助を導入することとしており, それらを効果的に推進し, 排出者自身による再資源化や廃棄物の資源としての流通を促進するためのシステム構築やサイクル産業の集中的な配置等支援するとともに, 情報の提供や廃棄物の再生利用等を促進する。
 ・一般廃棄物に関しては, 市町村の取組に対する支援・助成の充実についても検討する必要がある。これまでの普及啓発活動の頻度や内容の拡大充実を図るとともに, 制度の改善(条例, 有料化)支援など, より直接的かつ効果的な施策の展開を研究・検討する。

主要事業・重点事業の次年度(H18年度)の方向性とその説明

| 事業番号 | 種別 | 事業名 [H16決算見込額] | 方向性 | 方向性に関する説明 |
|------|----|-------------------------------------|-----|--|
| 1 | 主 | みやぎエコファクトリー立地促進事業(再掲) [52,160千円] | 拡大 | 「みやぎエコファクトリー」への企業立地を促すとともに, ゼロエミッションの普及拡大を図り, 産業分野における循環型社会の基盤形成を推進する必要がある。 |
| 2 | | ごみ減量化・リサイクル普及啓発演劇上演事業(再掲) [4,367千円] | 拡大 | リサイクルみやぎ推進事業は, 小学生を対象にごみ問題への意識啓発を行うものであり, 将来的に最もその効果が期待できるので, 対象を拡大していく必要がある。 |
| 3 | 主 | リサイクル製品普及拡大事業(再掲) [4,379千円] | 拡大 | リサイクル製品普及拡大事業は, 企業の廃棄物の再資源化への主体的な取組を支援し, 廃棄物の減量化・リサイクルを促進するとともに, リサイクル産業の振興を図るものであり, 利用を促進していく必要がある。 |
| 4 | 主 | 農業用廃プラスチック適正処理推進事業(再掲) [1,477千円] | 維持 | 再生利用を進めるための具体的な手法や条件不利地域への対応策の検討, 再生利用や適正処理を促進するため啓発活動を積極的に行う必要がある。 |
| 5 | 主 | 建設副産物再生利用促進事業(再掲) [6,180千円] | 拡大 | 建設副産物の現状や将来予測, 取組状況等を踏まえ, 東北地方建設リサイクル推進計画に基づく目標値を達成するために, 再生利用を総合的かつ効果的に推進する必要がある。 |
| 6 | 主 | 畜産環境総合整備事業(再掲) [1,014,529千円] | 維持 | 畜産経営に起因する環境汚染の防止し, 適正処理を促進するため, 家畜排せつ物の処理施設の計画的な整備を支援する必要がある。 |
| 7 | | 流域・公共下水道事業(再掲) [4,921,684千円] | 拡大 | 宮城県・新下水汚泥基本構想を策定し, 広域的な下水汚泥処理の整備を実施していく必要がある。 |
| 8 | | 産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業 [29,545千円] | 維持 | 不法投棄や野焼き等の不適正事案を監視することにより, 環境汚染の防止を図る。 |
| 9 | 重 | 企業連携型リサイクルシステム構築支援事業 [0千円] | 拡大 | 流通手段, 処理技術, 採算性等から現状では再資源化されていない廃棄物について複数企業が連携することにより効果的, 継続的なリサイクルネットワークの構築を進める必要がある。(平成17年新規事業) |
| 10 | 重 | 産業廃棄物処理システム健全化促進事業 [0千円] | 拡大 | 産業廃棄物の処理過程を監視・把握するためGPS等の先端技術を活用した実証試験を行うことにより, 処理状況の透明化と適正処理の推進に資する。(平成17年新規事業) |
| 11 | 重 | 産業廃棄物不法投棄監視強化事業 [0千円] | 拡大 | 不法投棄の監視強化を図るため, 民間事業者への委託による夜間パトロールを実施するとともに, 民間ヘリコプターの活用及び可搬式監視カメラの導入による事案への対応力強化を図る。(平成17年新規事業) |
| 12 | 重 | 産業廃棄物発生抑制等支援事業 [0千円] | 拡大 | 廃棄物の発生抑制やリサイクル等に寄与する新たな処理ルート形成に対する支援を行う必要がある。(平成17年新規事業) |